

NPO法人の保証取扱いについて

～平成 27 年 10 月 1 日から取扱いを開始します～

平成 27 年 10 月 1 日から、特定非営利活動法人（以下、NPO 法人という）について、保証の取扱いを開始します。

本取扱いにより、中小企業・小規模事業者と同様に事業活動を行う NPO 法人の資金面を下支えし、地域の雇用創出を促すなど、より一層、地域経済の発展を応援します。

対象となる NPO 法人

保証対象業種を営む NPO 法人が対象となります。

（資本金による要件はありません）

業 種	従 業 員 数
製造業、建設業、運送倉庫業、不動産業等	300 人以下
卸売業、サービス業	100 人以下
小売業（飲食業を含む）	50 人以下

※ボランティア等、雇用関係がないものは従業員に含めません

※法令等により、許認可が必要となる場合があります

利用可能な保証制度等

- ・原則として、全ての保証制度が利用可能です（※1）。
- ・原則として、責任共有制度（80%保証）の対象となります（※2）。

※1 小口零細企業保証制度や特例保証にかかる根拠法で NPO 法人を対象外としているもの等を除きます。

※2 セーフティネット保証（1 から 6 号）を利用した場合等を除きます。

※詳細につきましては、各事務所・支所までお問い合わせください。